

令和3年度

美馬市健全化判断比率及び  
資金不足比率審査意見書

美馬市監査委員



美 監 査 第 120 号  
令 和 4 年 8 月 10 日

美馬市長 藤 田 元 治 様

美馬市監査委員 喜 多 輝 光  
美馬市監査委員 武 田 喜 善

令 和 3 年 度 美 馬 市 健 全 化 判 断 比 率 及 び  
資 金 不 足 比 率 審 査 意 見 に つ い て ( 提 出 )

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和3年度美馬市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおりその意見を提出します。

# 令和3年度美馬市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和3年度美馬市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行った結果、その意見は次のとおりである。

## 1 審査の対象

### 【健全化判断比率】

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

### 【資金不足比率】

- (1) 水道事業会計
- (2) 工業用水道事業会計
- (3) 簡易水道事業会計
- (4) 下水道事業会計
- (5) 一の森ヒュッテ事業特別会計
- (6) 小水力発電事業特別会計

### 【算定の基礎となる事項を記載した書類】

## 2 審査の手続

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係法令に準拠して作成されているかを確認、算定の基礎となる計数は正確であるか、各比率の算定は適正かつ客観的な方法によりなされているかどうかの主眼を置き、決算書その他証拠書類の照合等通常実施すべき審査手続等を実施した。

## 3 審査の期間

令和4年8月1日から令和4年8月5日まで

## 4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に準拠して、いずれも適正に作成されているものと認められる。

なお、審査の概要は、以下のとおりである。

(1) 健全化判断比率

(単位：%)

健全化判断比率	令和3年度	令和2年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	-	-	13.03	20.00
② 連結実質赤字比率	-	-	18.03	30.00
③ 実質公債費比率	9.4	9.7	25.0	35.00
④ 将来負担比率	22.9	41.3	350.0	-

① 実質赤字比率について

一般会計等は4億9,581万5千円の黒字決算であり、実質赤字の標準財政規模に対する比率である実質赤字比率の数値はない。

② 連結実質赤字比率について

全会計の収支合計は16億6,328万6千円の黒字決算であり、全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率である連結実質赤字比率の数値はない。

③ 実質公債費比率について

一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である実質公債費比率は9.4%であり、早期健全化基準、財政再生基準の範囲内で運営されている。

④ 将来負担比率について

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である将来負担比率については22.9%であり、早期健全化基準の範囲内で運営されている。

(2) 資金不足比率

(単位：%)

会 計 名	資金不足比率		経営健全化基準
	令和3年度	令和2年度	
① 水道事業会計	-	-	各会計とも20.00
② 工業用水道事業会計	-	-	
③ 簡易水道事業会計	-	-	
④ 下水道事業会計	-	-	
⑤ 一の森ヒュッテ事業特別会計	-	-	
⑥ 小水力発電事業特別会計	-	-	

- ① 水道事業会計について  
水道事業会計の資金不足は生じておらず、資金不足比率の数値はない。
- ② 工業用水道事業会計について  
工業用水道事業会計の資金不足は生じておらず、資金不足比率の数値はない。
- ③ 簡易水道事業会計について  
簡易水道事業特別会計の資金不足は生じておらず、資金不足比率の数値はない。
- ④ 下水道事業会計について  
下水道事業会計の資金不足は生じておらず、資金不足比率の数値はない。
- ⑤ 一の森ヒュッテ事業特別会計について  
一の森ヒュッテ事業特別会計の資金不足は生じておらず、資金不足比率の数値はない。
- ⑥ 小水力発電事業特別会計について  
小水力発電事業特別会計の資金不足は生じておらず、資金不足比率の数値はない。

(3) むすび

以上が、健全化判断比率及び各公営企業における資金不足比率審査の概要である。  
令和3年度決算においては、いずれの健全化判断比率も数値がないか、又は早期健全化基準、  
財政再生基準の範囲内の数値となっている。  
また、すべての公営企業において資金不足は生じていないため資金不足比率の数値はない。  
今後とも、健全な財政運営に努められたい。

令和4年8月10日

美馬市監査委員 喜 多 輝 光

美馬市監査委員 武 田 喜 善

美馬市長 藤 田 元 治 様